

7 川 監 公 第 7 号

令 和 7 年 8 月 1 日

監査の結果の報告に基づく措置について（公表）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、令和6年12月9日付け6川監公第14号で公表した監査の結果の報告に基づき、川崎市長及び川崎市人事委員会委員長から措置を講じた旨通知がありましたので、次のとおり公表します。

川崎市監査委員	大 村 研 一
同	川 上 善 行
同	雨 笠 裕 治
同	浜 田 昌 利

7川総コ第45号

令和7年6月30日

川崎市監査委員 大村 研一 様

同 川上 善行 様

同 雨笠 裕治 様

同 浜田 昌利 様

川崎市長 福田 紀彦

監査の結果の報告に基づく措置について（通知）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定に基づき、令和6年12月9日付け6川監報第7号で報告の提出がありました令和6年度第1回定期（財務）監査・行政監査の結果について、次のとおり措置を講じましたので通知します。

1 令和6年度第1回定期（財務）監査・行政監査の結果に対する措置状況

（1）定期（財務）監査

ア 行政財産の貸付けに附帯する光熱水費の算定を適正に行うべきもの

[指摘の要旨]

行政財産の目的外使用許可取扱要領（平成6年9月9日付け6川企管第261号）第8条によると、光熱水費等については、行政財産の目的外使用許可に係る光熱水費等の算定基準（平成27年1月19日付け26川財運第717号。以下「算定基準」という。）によるものとするとなっている。また、算定基準は、行政財産の貸付けに係る光熱水費等を借受人に負担させる場合についても適用することができるとされている。

飲料自動販売機の電気料についてみたところ、過年度の算定基準に基づき算定したため、過小に請求していた事例があった。

要領等に基づき、電気料の算定を適正に行われたい。

[措置内容]

指摘事項については、調定を行い、納入を確認しました。また、再発防止のため、算定基準等の最新資料を参照するとともに、ダブルチェックを行い、適正な事務処理を行うよう課内会議等において関係職員に周知徹底しました。

今後は、適正な事務執行に努めます。

（環境局施設部処理計画課）

イ 物品購入に係る契約手続を適正に行うべきもの

[指摘の要旨]

川崎市事務分掌規則（昭和47年川崎市規則第19号）第3条及び川崎市事務決裁規程（昭和41年川崎市訓令第8号）第5条第1項によると、物品の調達で定められた金額を超えるものについては原則として財

政局資産管理部契約課へ契約手続を依頼しなければならないとされている。

物品購入に係る契約事務についてみたところ、次の事例があった。

規則等に基づき、物品購入に係る契約手続を適正に行われたい。

(ア) 一括して発注すべき物品について分割して起案し、財政局資産管理部契約課へ契約手続を依頼せずに契約していた事例

[措置内容]

指摘事項については、再発防止のため、適正な事務手続について、課内会議において課内全員に周知徹底しました。

今後は、適正な契約事務に努めます。

(消防局総務部施設装備課、警防部救急課)

(イ) 定められた金額を超える物品の調達について、財政局資産管理部契約課へ契約手続を依頼せずに契約していた事例

[措置内容]

指摘事項については、再発防止のため、適正な事務手続について、課内会議において課内全員に周知徹底しました。

今後は、適正な契約事務に努めます。

(消防局総務部施設装備課)

ウ 産業廃棄物の処理に係る手続を適正に行うべきもの

[指摘の要旨]

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第6条の2第4号によると、委託契約は、書面により行い、当該委託契約書には、同号に掲げる事項についての条項が含まれ、かつ、環境省令で定める書面が添付されていることとされている。

産業廃棄物の運搬、処分等に係る委託契約についてみたところ、契約

書に廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令で定める条項が含まれていなかった事例があった。

法令に基づき、産業廃棄物の処理に係る手続を適正に行われたい。

[措置内容]

指摘事項については、関係課と今後の運用を含めて協議を行い、運用を見直すとともに、再発防止のため、適正な事務手続について、課内会議において課内全員に周知徹底しました。

今後は、適正な事務執行に努めます。

(環境局脱炭素戦略推進室)

エ 劇物の管理を適正に行うべきもの

[指摘の要旨]

毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）第11条第1項によると、毒物又は劇物が盗難にあい、又は紛失することを防ぐのに必要な措置を講じなければならないとされている。また、同法第12条第3項によると、毒物又は劇物を貯蔵し、又は陳列する場所に、「医薬用外」の文字及び「毒物」又は「劇物」の文字を表示しなければならないとされている。

毒物及び劇物の管理状況についてみたところ、次の事例があった。

毒物及び劇物は、事故等の防止の観点から厳重な管理が求められている。法律に基づき、劇物の適正な管理を徹底されたい。

(ア) 劇物について、職員以外が立ち入れない場所に保管されていたもの

の、施錠保管が行われておらず、盗難や紛失を防ぐのに必要な措置が講じられていなかった事例

[措置内容]

指摘事項については、施錠可能な薬品庫を購入し、施錠するとともに

に、定期的に保管状況の目視確認と、財務会計システムで在庫の確認を行うこととしました。

今後は、劇物の適正な管理に努めます。

(環境局施設部橋処理センター)

(イ) 薬品庫に「医薬用外」及び「劇物」の表示をしていなかった事例

[措置内容]

指摘事項については、薬品庫に「医薬用外」及び「劇物」の表示を掲示するとともに、再発防止のため、劇物の適正な管理を、課内会議等において関係職員に周知徹底しました。

今後は、劇物の適正な管理に努めます。

(環境局施設部処理計画課、同橋処理センター)

オ その他軽易な事項であるが改善を要するもの

(ア) 特定調達契約に係る手続を適正に行うべきもの

随意契約により相手方を決定したときの公示をしていなかった事例

[措置内容]

指摘事項については、規則に基づき、落札者等の公示を行うとともに、再発防止のため、課内の契約事務を担当する職員に周知徹底しました。

今後は、適正な契約事務に努めます。

(消防局警防部指令課)

(イ) 使用許可に係る手続を適正に行うべきもの

使用許可の手続を行わずに公営企業会計の土地を使用していた事例

[措置内容]

指摘事項については、使用許可申請手続を行いました。また、所管する施設の敷地境界線を調査し、隣地に備品等が保管されていないか

等確認を行いました。さらに、再発防止のため、やむを得ず隣地を使用する際は、相手方と調整の上で適正な事務処理を行うよう、課内会議等において関係職員に周知徹底しました。

今後は、適正な事務執行に努めます。

(環境局施設部処理計画課)

(ウ) 備品の管理を適正に行うべきもの

a 重要物品の増減について会計管理者に報告していなかった事例

[措置内容]

指摘事項については、必要な事務手続を行うとともに、再発防止のため、関係職員に周知徹底しました。

今後は、適正な備品の管理に努めます。

(環境局施設部橋処理センター、消防局麻生消防署)

b 不用の決定及び処分の決定を行わずに廃棄していた事例

[措置内容]

指摘事項については、不用の決定及び処分の決定の手続を行うとともに、再発防止のため、課内会議等において課内職員に周知徹底しました。

今後は、適正な備品の管理に努めます。

(環境局生活環境部減量推進課、同収集計画課、施設部処理計画課、同浮島処理センター、同橋処理センター、消防局警防部警防課、臨港消防署、川崎消防署、幸消防署、中原消防署、高津消防署、多摩消防署)

c 所在が不明となっていた事例

[措置内容]

指摘事項については、備品の所在を調査し、必要な事務手続を行うとともに、再発防止のため、所属職員全員に周知徹底しました。

今後は、適正な備品の管理に努めます。

(環境局総務部庶務課、施設部王禅寺処理センター)

d 備品整理簿に登載すべき物品に登載していなかった事例

[措置内容]

指摘事項については、備品整理簿に登載するとともに、再発防止のため、課内会議において周知徹底しました。

今後は、適正な備品の管理に努めます。

(環境局施設部施設建設課)

e 保管換えの手続を行っていない事例

[措置内容]

指摘事項については、保管換えの手続を行うとともに、再発防止のため、課内全員に周知徹底しました。

今後は、適正な備品の管理に努めます。

(環境局総務部庶務課)

(エ) 消耗品等の管理を適正に行うべきもの

a 消耗品及び材料について、物品交付請求手続を行っていないことにより、消耗品出納簿又は材料品出納簿と実際の数量が一致していなかった事例

[措置内容]

指摘事項については、物品交付請求手続を行い、出納簿と実際の数量が一致することを確認するとともに、再発防止のため、適正な事務手続を行うよう、関係職員全員に周知徹底しました。

今後は、適正な消耗品等の管理に努めます。

(環境局生活環境部川崎生活環境事業所、中原生活環境事業所、施設部処理計画課、同橋処理センター、同王禅寺処理センター、消防局高津消

防署)

- b 消耗品出納簿に登載しなければならない消耗品について登載していなかった事例

[措置内容]

指摘事項については、再発防止のため、所属職員に適正な事務手続について周知徹底しました。

今後は、適正な消耗品の管理に努めます。

(消防局警防部航空隊)

(2) 行政監査

ア 情報管理に関する事務

(ア) 機密保持等に関する事務を適正に行うべきもの

[指摘の要旨]

川崎市情報セキュリティ基準（平成14年9月2日付け14川総シ企第123号。以下「セキュリティ基準」という。）第2章9（1）オによると、委託する業務で機密性区分Ⅰの情報を取り扱う場合は、委託先の責任者や作業員から機密保持等に関する誓約書（以下「誓約書」という。）を提出させるとされている。

機密性区分Ⅰの情報を取り扱う委託業務についてみたところ、誓約書を提出させていなかった事例があった。

誓約書は、個人情報を取り扱う業務従事者に、情報セキュリティ及び個人情報の保護に関する法令等を理解させ、当該法令等を遵守させるために必要な措置として提出させるものであり、委託先における情報セキュリティレベルの確保に重要な書類である。

セキュリティ基準第12章4（1）に基づき、情報資産の管理について自己点検を実施する際に、個々の委託業務においてセキュリティ

基準を遵守していることを確認すること等により、機密保持等に関する事務を適正に行われたい。

[措置内容]

指摘事項については、再発防止のため、マニュアルの作成、見直しを行うとともに、セキュリティ基準に基づく適正な事務処理について、課内会議等において課内全員に周知徹底しました。

今後は、適正な事務執行に努めます。

(環境局生活環境部収集計画課、消防局総務部人事課)

(イ) 情報の返却又は廃棄の確認に関する事務を適正に行うべきもの

[指摘の要旨]

セキュリティ基準第2章9(2)カによると、委託事業者が受託業務に関し、機密性区分Ⅰ又はⅡの情報を保有している場合は、委託業務終了後速やかに市に返却又は廃棄させなければならないが、また、複写及び複製をしていないことを確認し、確実に返却又は廃棄されたことを書面により確認するとされている。

委託事業者が受託業務に関して保有している機密性区分Ⅰ又はⅡの情報の管理についてみたところ、委託業務終了後に、確実に返却又は廃棄されたことを書面により確認していなかった事例があった。

情報が確実に返却又は廃棄されたことを書面により確認しなければ、市と委託事業者の双方で、情報の管理を徹底することができず、万が一、委託事業者に情報が残ったままであれば、情報の漏えい等の事故につながるおそれがある。

セキュリティ基準第12章4(1)に基づき、情報資産の管理について自己点検を実施する際に、個々の委託業務においてセキュリティ基準を遵守していることを確認すること等により、情報の返却

又は廃棄の確認に関する事務を適正に行われたい。

[措置内容]

指摘事項については、再発防止のため、セキュリティ基準に基づく適正な事務処理について、課内会議等において職員に周知徹底しました。

今後は、適正な事務執行に努めます。

(環境局脱炭素戦略推進室、環境対策部地域環境共創課、生活環境部廃棄物政策担当、同減量推進課、環境総合研究所、会計室出納課、消防局総務部人事課)

(ウ) USBメモリの利用記録を作成すべきもの

[指摘の要旨]

セキュリティ基準第4章4(1)サによると、機密性、完全性、可用性の区分に関わらず、USBメモリを利用する場合は、利用記録を作成し、貸出返却を確実に行うとされている。

USBメモリの利用記録の作成状況についてみたところ、利用記録が作成されていなかった事例があった。

USBメモリは可搬性に優れている反面、紛失等の危険性も高いことから、セキュリティ基準に基づき、USBメモリの利用記録の作成を徹底されたい。

[措置内容]

指摘事項については、USBメモリ貸出管理簿等により、利用記録を作成する措置を講じるとともに、再発防止のため、セキュリティ基準に基づく適正な事務処理について、課内会議等において職員に周知徹底しました。

今後は、適正な事務執行に努めます。

(環境局総務部庶務課、施設部王禅寺処理センター、消防局総務部庶務課、川崎消防署、高津消防署、麻生消防署、市民オンブズマン事務局)

イ 庁用自動車等の管理に関する事務

(ア) 庁用自動車等の使用の本拠の位置の変更登録の申請を適正に行うべきもの

[指摘の要旨]

道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第12条第1項によると、自動車の所有者は、登録されている使用の本拠の位置等に変更があったときは、その事由があった日から15日以内に、国土交通大臣の行う変更登録の申請をしなければならないとされている。

自動車検査証等をみたところ、庁用自動車等の配置換えをしたにもかかわらず、使用の本拠の位置の変更登録の申請を法令で定められた期限までに行っていなかった事例があった。

道路運送車両法に基づき、庁用自動車等の使用の本拠の位置の変更登録に関する事務を適正に行われたい。

[措置内容]

指摘事項については、使用の本拠の位置変更登録を行うとともに、再発防止のため、道路運送車両法に基づく適正な事務処理を行うよう周知徹底しました。

今後は、適正な事務執行に努めます。

(環境局生活環境部収集計画課、消防局総務部施設装備課)

(イ) 庁用自動車等の保管場所の位置の変更の届出を適正に行うべきもの

[指摘の要旨]

自動車の保管場所の確保等に関する法律（昭和37年法律第145号）第7条第1項によると、自動車の保有者は、保管場所の位置を変

更したときは、変更した日から15日以内に、変更後の保管場所の位置を管轄する警察署長に、当該自動車の使用の本拠の位置、変更後の保管場所の位置等を届け出なければならないとされている。

庁用自動車等の保管状況についてみたところ、庁用自動車等の配置換えをしたにもかかわらず、保管場所の位置の変更の届出を法令で定められた期限までに行っていなかった事例があった。

自動車の保管場所の確保等に関する法律に基づき、保管場所の位置の変更に関する事務を適正に行われたい。

[措置内容]

指摘事項については、保管場所の位置の変更の届出を行うとともに、再発防止のため、自動車の保管場所の確保等に関する法律に基づく適正な事務処理を行うよう周知徹底しました。

今後は、適正な事務執行に努めます。

(環境局生活環境部収集計画課、消防局総務部施設装備課)

令和7年6月18日

川崎市監査委員 大村 研一様
同 川上 善行様
同 雨笠 裕治様
同 浜田 昌利様

川崎市人事委員会委員長 瀧峠 雅介

監査の結果の報告に基づく措置について（通知）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、令和6年12月9日付け6川監報第7号で報告の提出がありました令和6年度第1回定期（財務）監査・行政監査の結果について、次のとおり措置を講じましたので通知します。

1 令和6年度第1回定期（財務）監査・行政監査の結果に対する措置状況

（1）定期（財務）監査

再委託に係る事務を適正に行うべきもの

[指摘の要旨]

川崎市委託契約約款によると、受注者は、業務の全部を一括して又は主要な部分を第三者に委託してはならないとされており、業務の一部（主要な部分を除く）を第三者に委託しようとするときは、あらかじめ再委託者の住所、商号、氏名、再委託する業務の範囲、その必要性及び契約金額等について記載した書面を発注者へ提出し、その承諾を受けなければならないとされている。

委託業務についてみたところ、受注者が市の承諾を受けずに業務の一部を再委託していた事例があった。

再委託に係る契約違反は、事故発生リスクの増大を招くことから、その重大性を認識し、再委託を行う場合は、必要事項を記載した書面をあらかじめ提出させ、その妥当性について十分に確認することが求められる。約款に基づき、再委託に係る事務を適正に行われたい。

[措置内容]

指摘事項については、受注者から本事例の再委託に際し確認が必要な事項を聞き取り、本事例の再委託に問題がないことを確認しました。また、再委託をする際には、事前に申請書の提出及び承認を得ることが必要であることを受注者へ説明するとともに、川崎市委託契約約款に基づき適正な事務処理を行うよう関係職員に周知徹底しました。

今後は、適正な事務執行に努めます。

(人事委員会事務局任用課)

(2) 行政監査

情報の返却又は廃棄の確認に関する事務を適正に行うべきもの

[指摘の要旨]

川崎市情報セキュリティ基準（平成14年9月2日付け14川総シ企第123号。以下「セキュリティ基準」という。）第2章9（2）カによると、委託事業者が受託業務に関し、機密性区分Ⅰ又はⅡの情報を保有している場合は、委託業務終了後速やかに市に返却又は廃棄させなければならない、また、複写及び複製をしていないことを確認し、確実に返却又は廃棄されたことを書面により確認するとされている。

委託事業者が受託業務に関して保有している機密性区分Ⅰ又はⅡの情報の管理についてみたところ、委託業務終了後に、確実に返却又は廃棄され

たことを書面により確認していなかった事例があった。

情報が確実に返却又は廃棄されたことを書面により確認しなければ、市と委託事業者の双方で、情報の管理を徹底することができず、万が一、委託事業者に情報が残ったままであれば、情報の漏えい等の事故につながるおそれがある。

セキュリティ基準第12章4(1)に基づき、情報資産の管理について自己点検を実施する際に、個々の委託業務においてセキュリティ基準を遵守していることを確認すること等により、情報の返却又は廃棄の確認に関する事務を適正に行われたい。

[措置内容]

指摘事項については、セキュリティ基準第2章9(2)カに基づき、委託事業者が保有する機密性区分Ⅰ又はⅡの情報について、確実に廃棄したことを書面により確認しました。また、セキュリティ基準に基づき適正な事務処理を行うよう関係職員に周知徹底しました。

今後は、セキュリティ基準第12章4(1)に基づく自己点検を実施する際に、個々の委託業務においてセキュリティ基準を遵守していることを確認するなどし、情報の返却又は廃棄の確認に関する事務の適正な執行に努めます。

(人事委員会事務局任用課)